

尖閣諸島をはじめとする国境離島の領土権確立のための 法整備を求める意見書

尖閣諸島はわが国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すればわが国の領土保全は極めて不安定な状況に陥る恐れがある。

この際、尖閣諸島のわが国領土権を一層明確にするため、改めて日本領土であることを踏まえ、政府の責任の下に、早急にその利・活用を実施し、「尖閣を守る」国家の意思を国際社会に明示する必要がある。

また、わが国は世界6位の排他的経済水域を有している。そのため、豊富な海底資源を保全し、国益を守る国境離島の保全・振興、また無人島となっている国境離島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、政府及び国会にあっては海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

記

- 1・わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。
- 2・わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること。
- 3・わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

島根県議会

平成24年度地方最低賃金改正等についての意見書

労働基準法第2条は、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」と定めている。しかし、最低賃金の影響を受ける多くの未組織労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にはほとんど関与することができていない。

こうした中、政府は先般の雇用戦略対話第4回会合において、「最低賃金については、2020年までのできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円を目指す」こととしている。

しかし今日まで、例えば島根県の審議会においては、島根県内勤労者の有効なセーフティネットとなり得るような、島根県民へのナショナルミニマムを考慮した水準とは言い難い議論がなされており、金額のみが議論の対象とされてきている。

そこで国においては、平成24年度の地方最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話の議論を踏まえ、全国の一般労働者の賃金水準、経済諸指標のほか、当該県の実体経済、県民の生活実態など、総合的な観点に立った適正な改正を図るべく努められることを要望する。

そして地方労働局に対しては、未組織労働者やパートタイム労働者にも十分配慮した、当該地域最低賃金の慎重なる審議の確保及びその審議結果に基づいた当制度の周知徹底を指導すること、更には、適正な最低賃金の設定のもと、中小企業に対する助成の拡充を実行されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

島根県議会